

拳冲会会則（以下「会則」という。）第4条に基づき、拳冲会会員の慶弔に関する細則を次のとおり定める。

昭和55年12月1日

拳冲会会長 田中 憲明

慶弔に関する細則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 慶弔基準（第3条）

第3章 通報（第4条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本細則は、拳冲会会員の慶弔に関する細部規定について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本細則を適用する会員の範囲は、会則第3条に定める会員を原則とする。

第2章 慶弔基準

（基準）

第3条 拳冲会の慶弔の基準は、別表のとおりとする。

2 別表によることが出来ず、その必要性が生じた場合は、理事会の議決により、会長の承認を得て措置する。

第3章 通報

（通報）

第4条 会員は、別表に示す事実が生じた場合又は生じる可能性が高い場合には、速やかに理事長（本部事務局長気付）に通報する。

2 会員或いはその家族が通報できない場合は、その事実を承知した会員

が理事長（本部事務局長気付）に通報する。

附 則

- 1 この細則は、昭和 5 5 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、昭和 6 0 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 3 この細則は、昭和 6 2 年 1 1 月 2 2 日から施行する。
- 4 この細則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 5 この細則は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。
- 6 この細則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この細則は、平成 2 1 年 2 月 1 4 日から施行する。
- 8 この細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この細則は、令和 4 年 4 月 1 7 日から施行する。

別表

慶弔の基準

区分	期間	金額
会員の死亡	通夜、葬儀、初盆又は1周忌	5000円